◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の２第５項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成26年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　長津　光三郎

平成26年12月２日